

第4回 大阪児童虐待防止推進会議（議事要旨）

◆1 開会

⇒事務局（司会）より挨拶

◆2 出席者確認

⇒資料（「資料1」及び「資料2」）に基づいて、事務局から説明

◆3 議題

（1）令和3年度以降の取組状況等について

吉村座長

・まず議題（1）について、前回令和2年度に推進会議を実施して以降の取り組み状況の報告を求めます。

事務局

- ・資料3「令和3年度以降の取り組み状況等について」をご覧ください。
- ・「1. オール大阪での啓発活動」については、「児童虐待防止に関する府民意識の向上」と、「児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の周知」を目的に、毎年、児童虐待防止推進月間である11月を中心に実施しています。
- ・府内の全首長が、児童虐待防止のシンボルカラーであるオレンジ色のジャンパーを着用しての、児童虐待防止のための啓発活動の実施をはじめ、プロスポーツチームとの連携による啓発等の取り組みを進めてきました。引き続き、各自治体や各団体様と協力し、効果的な啓発活動を実施していきたいと考えています。
- ・次に「2. 警察との定期的な合同研修」については、毎年度、警察・児童相談所・市区町村児童家庭相談担当が互いの業務内容や役割を学び相互理解を深め、今後の児童虐待対応に活かすことを目的に合同研修を実施しています。
- ・具体的には、児童相談所職員、警察、市町村職員の3者が一堂に会し、それぞれの業務内容を説明し理解を図ったうえで、今後の連携のあり方についてグループワークによりディスカッションなどを行うという内容で、毎年度70人以上の職員が参加されています。
- ・続きまして、「3. 精神科医療機関との連携」については、「精神的に不安定な保護者に適切な支援を行うため、精神科医療機関と連携し、児童虐待の未然防止につなげる」ことを目的に、精神科医師による、大阪府内の児童相談所及び市区町村担当者向けの研修を実施しています。
- ・本研修は、時間・場所等に制限されることなく、いつでも、繰り返し職員が受講できるよう、動画配信型の研修としています。毎年度テーマを設定し研修を実施しており、昨年度は「神経発達症の保護者への支援について」をテーマに実施いたしました。
- ・続きまして、「4. SNSを活用した児童虐待防止相談事業」についてです。この相談事業は、LINEを主要なコミュニケーションツールにしている方に気軽に相談してもらい、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図ることを目的とし、大阪府在住の子どもおよび保護者を対象に、大阪府・大阪市・堺市、そして令和7年度からは豊中市も加わり、共同で実施しています。
- ・令和2年6月から7月まで試行実施を行い、令和3年7月から本格実施を行っています。また、令和5年2月以降は、国が構築した相談支援システムを活用して実施しています。
- ・通年で実施するようになった令和4年度以降、毎年3,000件以上の相談を受け付けています。直近の令和6年度において、相談者の内訳は、子どもからが21%、保護者・親族などからが79%でした。相談内容については、子どものしつけ等、育成についての相談が最も多く全体の47%で、虐待に関する相談は5%でした。
- ・説明いたしました各取り組みにつきましては、予算要求等を行い、今後も継続して、実施したいと考えています。

吉村座長

- ・ありがとうございます。今説明のあった取り組みの状況について、委員の皆様方のご意見を伺いたいと思います。また推進会議で決定した事項以外においても、それぞれの自治体で力を入れてきた取り組み等あれば、ご発言をいただきたいと思います。

永藤副座長

- ・2「警察との定期的な合同研修」についてですが、それぞれ立場や状況が異なる、警察、児童相談所、市町村窓口が、課題や状況を整理しながら研修を行う機会は貴重であると考えています。
- ・参加者から「それぞれの機関の対応について理解を深められ、今後の連携に役立てることができている」という声が上がっていると聞いています。今後、社会の状況の変化や新たな課題など、各機関の状況を共有しながら、本研修を通して各機関の連携をより一層強めてもらいたいと思います。

吉村座長

- ・ありがとうございます。警察と児童相談所が連携していくことは、重大な児童虐待を防ぐにあたり、非常に重要だと思っていますので、この取り組みについては今後も引き続きやっていきたいと思います。

清水委員

- ・合同研修におけるグループワークでは、市町村職員の皆様の現場の声を聞くことができますので、大阪府警としても大変役に立っています。警察、自治体といった垣根を越えて、互いに意見を出し合って、理解を深め、児童虐待の未然防止を図ることが重要であると思っています。今後、警察としても協力していきたいと思います。

吉村座長

- ・ありがとうございます。大阪府警とも協力して進めていきたいと思います。よろしくお願いします。

長内副座長

- ・豊中市は今回の推進会議からの参画となります。この間、大阪府内の中核市で初となる児童相談所の設置に取り組み、今年度4月に開設しました。加えて、児童福祉法上の「こども家庭センター」について、豊中市では「はぐくみセンター」という名称で、法の施行に先駆け、令和5年に設置しています。
- ・「児童相談所」と「はぐくみセンター」が一体となって、豊中ならではの、包括的な相談支援体制により、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを進めていきたいと考えています。しっかりと皆様方と連携していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

吉村座長

- ・ありがとうございます。豊中市は、大阪府内の中核市で初めて児童相談所を開設されました。今後、協力して大阪の児童虐待を防いでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

横山副座長

- ・3「精神科医療機関との連携」についてですが、保護者の皆様も、大変なストレスがあると思えますし、保護者の中には精神的に不安定な状態というケースもあるかと思えます。必ずしもそれがすべて虐待につながるわけではございませんが、これをしっかりケアしていくということが重要だと思います。
- ・精神的に不安定な保護者とその子どもに対する適切な支援には、精神科医療機関との連携が非常に重要と考えております。令和3年2月には精神科病院協会、診療所協会のご協力のもとでパンフレットを作成し、精神科医療機関に配布して連携強化に努めてきました。
- ・また、医療機関の方から毎年、講師のご協力をいただき、大阪府、堺市そして今年からは豊中市と共同で、継続して研修を実施しています。このような取り組みを通じ、虐待防止にしっかりと取り組んでいきたいと思います。

吉村座長

- ・ありがとうございます。児童虐待の背景は単純なものではなく、精神的に不安定な保護者への適切な支援も重要になってくると思います。よろしくお願いします。

大阪市実務者

- ・大阪市においては、児童虐待通告件数の増加に対応するため、こども相談センター4か所体制に向けて整備を進めており、令和3年4月に北部こども相談センターの新規開設を行い、令和7年3月には、中央こども相談センターの建替移転を行いました。
- ・今後、令和8年度に南部こども相談センターの再整備を完了させ、令和10年度には、東部こども相談センターの新規開設を予定しています。施設の再編整備におきましては、一時保護所の完全個室化・ユニット化を行い、子どもたちが落ち着いて生活できる環境づくりを進めているところです。

吉村座長

- ・ありがとうございます。こども相談センターの再編整備を進めておられるということで、その施設の中身が非常に重要になってくると思います。先進事例として共有できることになれば、全体にも広げていくことができると思います。大阪市が重要な役割を果たしておられるので、よろしくお願いします。

堺市実務者

- ・堺市では子ども相談所の人員体制の強化として、令和元年度時点で、児童福祉司と児童心理司を合わせて49名体制でしたが、計画的な増員により、令和6年度以降は100名体制に拡充し、児童虐待通告に迅速かつ適切に対応しているところです。
- ・また、保護が必要な子どもの増加に対応するために、令和4年度に一時保護所の増築により、入所定員を24名から30名に拡充し、さらに令和7年度には、入所定員6名の一時保護所サテライトを新設しています。

吉村座長

- ・ありがとうございます。人員体制の強化は簡単なことではないですが、重要だと思しますので、これからもよろしくお願いします。
- ・大阪府においても、令和5年10月に3か所目の一時保護所を設置いたしました。そして、児童福祉司については、令和元年度199名でしたが、令和7年度で311名、それから児童心理司については、令和元年度47名でしたが、令和7年度111名ということで、計画的に増員を進め、児童虐待対応の強化を図ってきたところです。
- ・一方で、児童虐待の防止に向けては、推進会議で決定して取り組んできた啓発活動や、SNSを通じた相談事業などの取り組みも大変重要だと思っています。
- ・オール大阪での啓発活動については、各市町村長の皆様をはじめとして、各団体の皆様にご協力いただき、大変感謝しています。それぞれの自治体のトップが、「児童虐待を許さない」ということを明確に発信するということは非常に重要なことだと思っています。その上で、各施策を実行していくということになると思いますので、このオール大阪の取り組みは今後も継続していきたいと思っています。
- ・その他、本推進会議で決定し、実施してきた各取り組みについても、引き続き継続してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ・次に議題2に入りたいと思います。議題2については、児童虐待事案の警察との情報共有の強化、リアルタイムでの情報共有システムの構築についてです。まずは事務局から説明をお願いします。

事務局

- ・資料4、「児童虐待事案の警察との情報共有の強化（リアルタイムでの情報共有システムの構築）」をご覧ください。
- ・「1 これまでの取組について」（1）経過ですが、警察と児童相談所の情報共有については、児童虐待を防止するため、府独自に大阪府・大阪市・堺市がそれぞれ大阪府警察との間で平成29年2

月に協定を締結し、頭部外傷などの重症事案や、児童の居住実態が把握できない事案に関して情報共有を開始いたしました。

- ・さらに、児童相談所と警察とのダブルチェックによる「児童虐待の見逃し防止」と「支援の充実」を図るため、大阪府子ども家庭センターでは、平成30年8月より、受理した児童虐待事案について、全件、月1回、定期的に共有を行ってまいりました。
- ・大阪市及び堺市の児童相談所につきましても、段階的に情報共有範囲を拡大し、令和3年4月より大阪府と同様に全件情報共有を開始しており、現在におきましては、令和7年4月に開所いたしました豊中市児童相談所も含め、オール大阪において同様の運用により、全件の情報共有を実施しております。
- ・現在の具体的な情報共有の仕組みについて簡単にご説明いたします。図の上段にありますとおり、警察が取扱った事案については、各児童相談所に過去の取扱歴の確認がなされます。各児童相談所は取扱歴の有無や対応状況を回答し、その内容も踏まえて警察が児童相談所への通告を判断されます。また、通告を受けた児童相談所は対応結果について警察に報告しています。
- ・下段の児童相談所からの情報共有は、各児童相談所が警察以外から受理した虐待通告情報について、月1回、前月分の一覧データを作成し、各自治体の独自回線を通じて、システムにより警察へ共有しています。
- ・警察は、その内容をチェックし、必要に応じて対応状況を確認するとともに、DV事案としての取扱歴などの生活安全情報を児童相談所へ提供いただくことで、児童相談所による支援の充実を図っています。なお、オール大阪での取り組みが始まった令和3年度以降の、児童相談所から警察への情報共有の実績は、裏面(2)情報共有の実績にございますが、府市合わせて、年間で1万2,000件以上の事案について情報共有しています。
- ・今回、この月1回の定期的な情報共有方式に代わり、新たに情報を共有するシステムを構築し、ダブルチェック機能の強化により、より一層の「児童虐待の見逃し防止」と「支援の充実」を図ることを検討しております。
- ・「2 今後の取組(案)」「警察との児童虐待事案にかかるリアルタイムでの情報共有」をご覧ください。今回、構築を検討しておりますのは、図の上段の中ほどに「児童虐待情報共有システム」と記載しているシステムになります。
- ・各自治体の児童相談所は、児童虐待に関する通告を受理した際には、その通告情報を自治体ごとの児童相談システムに入力しますが、そのうち、「指定項目」について、新たに構築する共有システムに定期的に自動連携されます。「指定項目」は、資料中ほど、※に記載しておりますとおり、「児童、保護者の氏名、生年月日、年齢、性別、センター名、担当課、通告受理日、主たる虐待種別、通告内容、怪我の有無、対応状況」となります。
- ・このシステムにより、各児童相談所から共有された現在進行形の通告対応情報を、大阪府警察本部において、随時確認することができ、警察からの生活安全情報の共有についても速やかに共有されることで、ダブルチェックをより迅速に行うことが可能となります。
- ・なお、図下段に記載のとおり、重症事案等の情報や警察から児童相談所への対応歴の照会、家庭引取りとなった事案については、より双方向で詳細かつ丁寧なやり取りが必要との観点から、電話による随時の情報共有を、引き続き継続していきます。
- ・今後、各自治体で予算要求を行い、議会の承認を得られましたら、令和9年4月の運用開始を目指し、来年度、4自治体合同で、リアルタイムでの情報共有システムを構築するとともに、各自治体の児童相談システムを当該情報共有システムと連携するための改修を進めていきます。

吉村座長

- ・ありがとうございます。今説明ありました情報共有、リアルタイム情報共有システムについて、皆様からのご意見をお伺いしたいと思います。

長内副座長

- ・豊中市の児童相談所は、まだ半年余りの実績しかありませんが、やはり警察との連携によって得られるものが大きいと聞いています。
- ・月1回、豊中市からも定期情報提供をしています。警察との信頼関係の構築、連携強化にもつな

がっていますし、児童虐待の未然防止にもつながっています。

- ・今回、リアルタイム化することで、警察と児童相談所とのダブルチェックを迅速に行うことができると考えています。
- ・また、重大な虐待の芽を摘み、子どもたちを守るために、これまで以上に児童相談所と警察が連携していくということで、この推進会議の中でも、連携をしっかりと図っていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

吉村座長

- ・ありがとうございます。児童相談所を設置されて、運用されている中で、チェック機能や警察との情報共有を強化して、重大な虐待の芽を摘んでいくことが非常に重要だという市長からのご意見はもつともだと思えます。ありがとうございます。

永藤副座長

- ・児童虐待事案の警察と児童相談所の全件共有に関しては、この会議の参加者で想いを共有しながらスタートしたと記憶しています。そしてこの間、児童相談所と警察が月1回、全件を定期的に情報共有することによって、児童虐待の行為のエスカレートや、再発防止に向けたリスク要因を点検することができ、見逃し防止などの効果があったと認識しています。
- ・そして今回、新たなシステムを導入し、今以上に迅速な情報共有が実現することによって、今後も重大事案の未然防止につながることを期待しています。

吉村座長

- ・ありがとうございます。令和3年から全件共有を始めていますが、5年経つ中で、リアルタイム化して、より効果が高まるようにしていければと思っています。

横山副座長

- ・先ほど、両市長の方から発言があった通り、いかに早く情報を連携していくかということが非常に重要で、これまでも大阪府、大阪市、堺市、警察で全件共有を行ってきたところです。
- ・月に1回というペースを、よりリアルタイムにしていき、未然に重大な事案を防止していくことは、非常に重要な取り組みだと思えます。また、このような形で関係者の皆様が揃って、意思統一しながら、新たなシステムの構築を図っていこうということで、大変意義深いところだと思えます。
- ・警察と密に連携を図ることができますし、より一層の充実した支援と児童虐待の未然防止、早期発見につながっていくと思っています。大規模なシステム改修になりますので、今後様々な調整が必要ですが、運用開始に向けて頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

吉村座長

- ・ありがとうございます。オール大阪で進めていくことが重要だと思っております。そういった観点では、大阪市、堺市、豊中市、そして大阪府が児童相談所を管轄する中で、オール大阪でリアルタイムに情報共有し、市民の子どもたちの児童虐待の懸念が少なくなるよう、また少しでも早く発見し、未然防止につながるように、皆様とともに進んでいければと思います。

大阪府実務者

- ・各児童相談所におきまして、リアルタイムの共有が始まりましたら、虐待通告受理後の初期対応の状況を可能な限り迅速にシステム入力し、警察と共有させていただき、ダブルチェック機能を強化して、子どもたちのより一層の安全確保に取り組みたいと考えています。

吉村座長

- ・ありがとうございます。リアルタイムでの情報共有については、児童相談所の情報はもちろんですが、大阪府警で把握されている情報もあると思えます。捜査情報というのはなかなか難しい面もあると思えますが、生活に関する情報などを児童相談所が把握できることによって、適切な支援体制にもつながると思えます。そのため、大阪府警は非常に重要な役割を占めるということになると思えます。

が、府警本部から、ご意見ありましたら、よろしくお願いします。

清水委員

- ・児童相談所から、大阪府警に迅速に情報共有されることで、今後、ダブルチェックがより効果的に機能して、事案の見逃し防止はもちろんのこと、通告受理から機を失することなく、関係機関が連携して、児童の安全を第一に考えた対応が可能になるメリットがあると思っています。
- ・警察からは、いただいた情報に生活安全情報をお返ししていますので、それをしっかり活用していただけたらと思っています。
- ・大阪府警としても、引き続き、各児童相談所としっかり連携しながら、児童虐待の未然防止に取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

吉村座長

- ・ありがとうございます。平成 30 年から大阪府が、令和 3 年からは大阪市、堺市とともに進めてきましたが、5 年経って、オール大阪で、より綿密に警察との情報共有をリアルタイムで行うことによって、児童虐待の見逃し防止、そして、支援の充実を図っていく必要があると思います。
- ・本日の重要な議題になりますけれども、警察、そして児童相談所の虐待事案に関する全件共有、情報共有、そしてリアルタイム共有、これによる児童虐待の防止、支援の充実、見逃し防止、それをしっかり進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。
- ・次に、議題 3 に入りたいと思います。議題 3 「市町村こども家庭センターの設置促進について」、まず事務局から説明をお願いします。

事務局

- ・資料 5、「市町村こども家庭センターの設置促進について」をご覧ください。
- ・大阪府では、妊娠期から子育て期にわたる支援を目的として、母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」や、児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」など、家庭支援体制の整備に向けた市町村の取り組みを支援してまいりました。この大阪児童虐待防止推進会議においても、子ども家庭総合支援拠点の設置促進を取組課題のひとつに掲げ、取り組んできたところです。
- ・大阪府内では、全自治体で「子育て世代包括支援センター」が、また、多くの自治体で「子ども家庭総合支援拠点」が設置されましたが、組織が別であるために、連携・協働を行う職員への負荷や、情報共有が円滑になされにくいなどの課題が指摘されていました。そうした状況を踏まえ、国において法改正がなされ、令和 6 年 4 月施行の改正児童福祉法により、市町村は、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の両機能を組織として一体的に運営し、相談支援を行う機関として、「市町村こども家庭センター」の設置に努めることとされました。
- ・国は「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」の運営費補助の期限を令和 8 年度末までとしており、府としては、この期限までに府内すべての市町村にこども家庭センターが設置されることを目指し、支援を進めたいと考えています。
- ・府内の設置状況につきましては、令和 7 年 5 月時点での設置済み自治体を資料に示しておりますが、現在、府内 43 市町村のうち、35 市町村、81.4%が設置している状況です。ちなみに全国では、1,741 市区町村のうち、1,240、71.2%の自治体が設置している状況です。
- ・資料の裏面をご覧ください。これまでの取り組みについては、1 点目「設置済み市町村の取組等について横展開」にありますとおり、大阪府において、既にこども家庭センターを設置している市町村に対し、設置・運営に関する工夫等についてヒアリングを行い、府内市町村の児童福祉主管課および母子保健主管課を対象とした会議において、未設置の自治体も含め、情報提供を行っています。
- ・また、母子保健と児童福祉、双方の視点から、一体的な相談支援を行うために重要な役割を担う統括支援員に対し、令和 6 年度より、事例をもとに演習を中心とした実践的な研修を実施するとともに、こども家庭センターの設置・運営等に関する工夫点や課題等について、共有・情報交換の機会を設けることとしました。令和 6 年度は 59 名に受講いただいています。
- ・国の調査研究においても、こども家庭センターの設置・運営に関する課題として、「一市区町村のみの職員、特に統括支援員の人材育成には課題があること」「他自治体との情報交換の機会が不足していること」が指摘されております。

- ・大阪府では、こうした課題やニーズを踏まえ、こども家庭センターの設置促進および職員の専門性向上に向けて、今後、資料記載の取り組みを通じ、支援を強化していきたいと考えています。具体的には、府が実施する統括支援員実務研修については、これまで政令市の統括支援員は一部しか受講できていませんでしたが、今後は政令市を含む府内すべての統括支援員が受講できるよう、研修実施体制の充実を図っていききたいと考えています。
- ・特定妊婦の事例等をもとにした実践的な演習を通じて、母子保健部門と児童福祉部門の連携強化について理解を深めるとともに、統括支援員間で課題の共有や情報交換の機会を設けていきます。
- ・2点目「児童虐待対応力向上を目的とした動画研修の充実」について、府では、令和4年度より、市町村の児童虐待対応力向上を目的として、繰り返し視聴可能な研修動画を作成し、主に府内の市町村児童福祉主管課職員を対象に配信してきました。
- ・今後は、母子保健の知見を深めるための動画を追加するなど内容の充実を図り、府内市町村の母子保健主管課職員も視聴いただけるよう対象に含めるとともに、政令市および児童相談所設置市にも配信し、オール大阪での活用を目指していきたいと考えています。

吉村座長

- ・ありがとうございます。今、説明があった取組状況、そして今後の対応について、皆様からご意見を頂戴したいと思います。

古川委員

- ・私からは、すでに設置をしている市の視点から、お話しさせていただきます。
- ・本市では、令和6年4月に「大阪狭山市こども家庭センター」を設置いたしました。あわせて、社会福祉士や精神保健福祉士などの相談員を増員してきたところです。これにより、より一層、妊娠期から子育て期まで切れ目のない一体的な支援が可能となり、異なる職種の職員がそれぞれの専門性を生かすことで、子育ての困りごとを多角的に捉え、より寄り添った丁寧な対応や、必要な支援のコーディネートが可能になったと考えています。
- ・一方で、こども家庭センターの持続的な運営には、専門職の人材確保や、専門性の維持・向上に課題があると認識しています。相談内容につきましても、多様化・複雑化していますので、それらに対応するには、リスクアセスメントや児童虐待対応、ケース記録等の実践力を高める研修が必要となり、課題であると思っています。
- ・統括支援員実務研修は、実践的な内容に加え、他の自治体の取り組み状況や課題など情報交換を行うことができ、本市においても、今後の支援の充実に役立つものであると認識しています。
- ・引き続き、大阪府で実施する研修を活用しながら、取り組みを充実させていきたいと考えています。

吉村座長

- ・ありがとうございます。大阪狭山市は、率先してこども家庭センター設置されて、また社会福祉士、精神保健福祉士などの相談員を増員され、そしてより充実した対応をされているということをお聞きしました。
- ・また、専門性の向上が非常に重要だということですから、大阪府として実務研修を行い、大阪市・堺市とも協力しながら、先進的な取り組みを、府域全域に広げていきたいと思っています。
- ・今後とも横展開の協力をよろしくお願いします。

豊能町実務者

- ・私の方から、これから設置するという市町村の視点で、お話しさせていただきます。
- ・豊能町では、令和8年度末までに、こども家庭センターの設置を目指し、庁内の関係機関と調整を行っているところです。今までも課題となっていました、教育部門との連携も視野に入れ、母子保健、児童福祉、教育相談の一体的な「こども総合相談支援センター」の設置に向けて、準備を進めているところです。
- ・統括支援員については、母子保健及び児童福祉機能の双方の業務について十分な機能を有し、包括的な感覚を持ち、判断できる人材が求められており、今後の設置運営にあたり、人材育成が最も重要な課題と考えています。

- ・統括支援員実務研修において、専門性の向上に資する講義や研修だけではなく、設置に向けて必要な情報も含め、他の自治体と情報交換をさせていただける機会があることも大変重要だと考えています。引き続き、研修等を通じ、市町村に対する人材育成支援をお願いしたいと思います。

吉村座長

- ・ありがとうございます。設置に向け、まさに準備されているところとお聞きしています。設置にあたっては、特に統括支援員などの人材の確保が非常に重要だという報告でした。
- ・大阪府としても、研修を通じて市町村の皆様に対する人材育成支援を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

長内副座長

- ・設置の効果という観点で、お話しさせていただきたいと思います。
- ・まず、先ほど議題1で申し上げた通り、豊中市では令和5年4月に児童福祉法上のこども家庭センターとして「はぐくみセンター」という名前で設置しています。ここでは、児童福祉だけでなく、保健所から母子保健をこども担当部局に移管し、それと合わせて障害福祉、教育委員会も含めた連携体制をとっています。
- ・また、教育委員会にも連携を求めることができる「こども家庭支援監」という職を設け、しっかりと連携が取れるような形にしています。また、連携のためには、庁内のなかでの情報共有が必要ということで、相談支援記録等の情報の一元化を令和4年度に実施しています。
- ・これらを生かして、妊娠から出産、子育て期の保護者およびこども本人に寄り添い、虐待への予防的な対応から、ハイリスクアプローチ、そしてセンター各課が連携し、切れ目なく漏れのない支援を行っているところです。
- ・今後は、大阪府との様々な情報共有をさせていただくことによって、ブラッシュアップを図っていきたいと考えています。

吉村座長

- ・ありがとうございます。大阪府としても、府内市町村のこども家庭センターの設置促進に努めてまいるとともに、研修等の取り組みを通じて、人材育成支援をしっかりと進めていこうと考えています。
- ・引き続き、各自治体においても、この妊産婦や子育て家庭が切れ目なく、包括的な支援を受けられるような体制を整備し、児童虐待の未然防止、早期発見につなげることで、重大な児童虐待ゼロを目指して、オール大阪で取り組みを推進していきたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ・今回の推進会議において、児童虐待事案の警察との情報共有の強化、リアルタイムでの情報共有システムを、府内で児童相談所を所管する4自治体合同で構築していくという大きな方針を確認いたしました。
- ・特に虐待を受けている子どもたちは、本来は家庭によって守られるべき子どもたちですが、家庭で児童虐待を受けているとなったら、もう守るところがないという状況です。重大な児童虐待を防ぐという意味では、最後の砦として我々行政、自治体、そして警察がしっかりと取り組むことが極めて重要だと思っています。
- ・今後、重大な児童虐待が起これば、子どもたちにとっても、一生、心身ともに深い傷を負うことになり、場合によっては命を失う本当に重大な案件でもあり、守るべき人に守られていない、最後はやはり行政でしっかりやっつけていかなければいけないということを、思いを一つにして、皆様と取り組んでいければと思います。
- ・また、市町村こども家庭センターの設置促進について、大阪狭山市、豊能町、豊中市のご意見も伺いました。大阪府としても支援を強化しながら、市町村の皆様とも協力して、このセンターの設置促進を進めていきたいと思います。
- ・今後、具体的な課題検討につきましては、実務者会議で進めていくことにしたいと思いますので、実務者の皆様、よろしくお願いします。また、新たに大きな方針の決定が必要となれば、推進会議を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

◆4 閉会

事務局

- ・ご出席をいただきました皆様方、多くの貴重なご意見を賜りまして、ありがとうございました。
- ・以上をもちまして、第4回大阪児童虐待防止推進会議を閉会いたします。